

令和2年5月7日

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」の延長に伴う資格認定講習会等の中止期間延長について

一般社団法人 日本鉄道施設協会  
東京事務所長

政府の新型コロナウイルス「緊急事態宣言」が今月31日まで延長することを受け、工事従事者資格に関する講習会等につきましても同じく下記のとおり中止期間を延長いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1. 中止する期間

2020年5月31日(日曜日)までの講習会等を「中止」とします。

### 2. 中止する講習会等

- ・ 資格認定講習会(新規・継続)
- ・ 運転適性検査
- ・ 10条教育講習会

再開後、中止した講習会は別途設定します。

ただし、技術養成に関する 線閉責任者(在)ATOS 新規(実技講習)、特殊運転者(MC)新規の資格講習会 は実施いたします。

また、新規の資格講習会を希望される申請会社におかれましては、講習会場の確保と3つの「密」を避けることを前提としてご相談に応じさせていただきます。

※なお、以下の取扱いにつきましては前回と相違ございません。

### 3. 資格継続に関する有効期限の考え方

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴った継続認定講習会中止の場合に限り、工事従事者が資格の有効期限内に講習を受講できないときは、継続認定講習会再開後に受講することで、資格継続扱いとします。

### 4. 運転適性検査の取扱い

2項による場合、省令又は規程で定めた資格については運転適性検査受検日から 3年+6ヶ月間 までを有効とし、それ以降については、当該資格者として従事できません。ただし、有効期限内に運転適性検査を受検し、合格した場合はその限りではありません。

※ 省令又は規程で定めた資格

線閉責任者(在来線)、線閉責任者(在来線 ATOS)、線閉責任者(新幹線)、踏切監視員(ロープ)、特殊運転者(MC)、特殊運転者(検測車)、軌道機械操作者、確認車作業責任者、軌道工事管理者(在来線)(機械施工)、軌道工事管理者(新幹線)(機械施工)

## 5. 省令第10条に基づく係員の教育及び訓練の取扱い

省令第10条に基づく係員の教育及び訓練(以下、「10条教育」という)については、年1回実施することを定めており、一般的には単年度に1回実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、2019年度に実施する計画の10条教育が中止となった場合には、2020年度に速やかに代替日を計画し実施することとします。この場合、代替日の10条教育はあくまでも2019年度分であり、2020年度の10条教育を省略することはできません。

## 6. その他

- (1) 本文書は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う講習会等の中止に関わる取扱いに限定するものであり、それ以外の資格有効期限等の取扱いについては、従来通りとします。
- (2) 医学適性検査が必要な資格については、資格認定の手引きに定めるとおり、年度内に1回受検が必要である。医学適性検査の取扱いについては、従来通りとします。
- (3) 本文書の適用により資格継続扱いとなった者については、継続認定講習会再開後、遅滞なく継続認定講習会を受講してください。

連絡先 保安事業部 03-5846-5680